

防犯パトロールとは・・・

犯罪のない「安全で安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指して、防犯指導員の皆さんが行う防犯パトロールは、

- ① 犯罪を未然に防止するための活動
- ② 地域住民への声掛けや防犯指導
- ③ 非行防止や子どもの被害防止を目的とした青少年等への声掛け
- ④ 犯罪や事故が発生しやすい危険な場所の点検や警察等への通報
- ⑤ 犯罪や事故等を発見した際の警察等への通報
- ⑥ 不審者（車）等を発見した際の警察等への通報
- ⑦ 児童等の通学路のパトロール
- ⑧ 迷子や傷病者等の要救護者を発見した際の警察等への通報と一時的な保護

等があります。

この防犯パトロールは、地域の犯罪防止に大きな成果を挙げております。

「地域住民自らが地域ぐるみでまちの安心を見守っている」ことをアピールすることで、犯罪者の側から見れば、自分が「見られているのではないか。通報されてしまうのではないか。」との危機感を抱かせるという効果があります。

しかし、犯罪者に対して大きな抑止力がある一方で、警察官が行うパトロールとは違いますので、犯罪や不審者（車）を発見したときは、絶対に実力行使はせず、同行している警察官に伝えるか、警察等に通報してください。

「安全で安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、継続的な活動にご協力ください。



具体的な実施方法

パトロールは、交通事故や負傷事故等に遭わないように、十分注意して実施してください。そのためには、交通ルールを守るほか、周囲の状況に十分に注意して実施してください。

また、昼夜を問わず、貸与されている用具を着用（携行）してください。

① 犯罪を未然に防止するための活動

防犯パトロール活動は、地域の犯罪防止に大きな効果があります。

実施場所は地域の交番（駐在所）等からの犯罪情報を参考にし、活動目的に沿った時間や場所（地域）を選定してください。

特に以下の箇所は重点的にパトロールしてください。

- ひったくり等の街頭犯罪を警戒する場合には、駅周辺や人通りが少なく暗い通り等
- 侵入窃盗等の侵入犯罪を警戒する場合には、住宅街の裏路地等
- 車上ねらいを警戒する場合には、人通りが少なく、照明のない暗い場所にある駐車場や死角のある立体駐車場等
- 自転車やオートバイ等の乗り物盗を警戒する場合には、放置自転車、放置バイクの多い駅周辺や地域

② 地域住民への声掛けや子どもの被害防止のための防犯指導

犯罪を行おうとする者は、現場を下見します。下見等の際に、住民や通行人から挨拶されたり、声を掛けられることを嫌います。

相手としては、「見られている。顔を覚えられた。」と警戒するからです。

以下のような声かけで注意を呼びかけてください。

- パトロール中はもとより、普段から見知らぬ人にも、相手の顔を見て、積極的な声かけ

- 自転車を利用している女性やお年寄りを見かけたら、
「ひったくりに注意しましょう。」「防犯ネットを着装しましょう。」
- 女性やお年寄りが人通りの少ない通りを通行していたら、
「表通りを通行しましょう。」「鞆やバッグは道路の反対側に持ちましょう。」
- 公園等で、幼い子どもたちだけで遊んでいるの見かけたら、周囲に不審な人（車）がいないか確認し、子どもたちに、
「知らない人についていかない。」「知らない人の車に乗らない。」「早く家に帰る。」

③非行防止を目的とした青少年等への声掛け

青少年に対しては、次のような行為を見かけたら、積極的に声をかけ注意してください。その際、少年たちが注意を聞かず、不良行為を止めない場合は、警察署に通報してください。

- 夜間に公園、ゲームセンター、コンビニ等でたむろしている
- 飲酒、喫煙等の不良行為をしている
- 自転車等に二人乗りしている

④犯罪や事故が発生しやすい危険な場所の点検や警察等への通報

周りに犯罪や事故等を誘発する危険な場所や地域はありませんか？
以下のような場所について、点検してください。

- 過去に、ひったくりや性犯罪、放火、車上ねらい、子どもたちへの声かけ等の犯罪が発生した場所や地域
- 公園や空き地等、子どもたちが利用する場所や通学路にある、周囲からの見通しを妨げる植栽、フェンスなど、死角となる場所
- 防犯灯の点灯（設置）や危険な交差点の有無
- 一見して留守と思われる家の周辺（洗濯物を一晩中干したまま、新聞などが取り込まれていないなど）

⑤犯罪や事故等を発見した際の警察等への通報

防犯指導員による防犯パトロールの際には、できるだけ警察官に同行してもらうようにしていますが、警察官が不在の際に、犯罪や事故等を発見した場合は警察等へ通報してください。そして、目撃した時間や状況をメモしておいてください。

- 110番、119番通報の際には慌てることなく、警察署員からの質問に順序よく答えてください。
- 自宅・携帯電話からの通報は110番、119番を直接ダイヤルしてください。
- 公衆電話からの通報については、受話器をとり、そのままダイヤルしてください。機種により、「赤いボタン」を押して、ダイヤルする電話機もあります。

⑥不審者（車）等を発見した際の警察等への通報

「あれ？変だな」と感じたら、迷わず同行している警察官に伝えるか、110番通報してください。

- 不審者（車）等を発見しても、安易に声を掛けたり、捕まえようとはしないでください。相手から反撃される場合がありますので、同行している警察官に伝えるか、110番通報してください。また、警察官が到着するまで不審者等の行動を監視してください。
- 不審者等を発見した場合は、その者の性別、年齢、服装、身長、体格、髪型、所持品等をできるだけメモするようにしてください。
- 車やオートバイ等の場合は、色、型、ナンバー、乗車人員、ヘルメットの色や逃走方向（進行方向）等をできるだけメモするようにしてください。



⑦児童等の通学路のパトロール

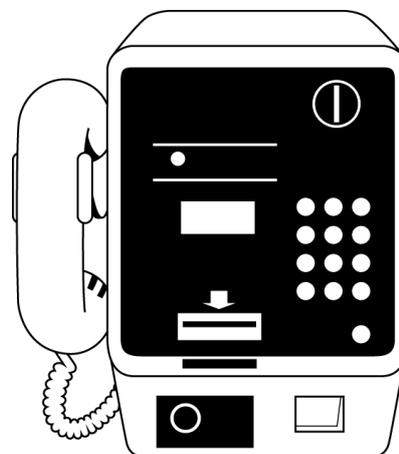
子どもたちが安心して通学することができるように次のことを確認してください。

- パトロール中は、通学路に不審な人（車）がないか。
- 子どもたちには集団で登下校するなど、積極的な声かけと注意喚起
- 子どもたちが危険な遊びをしていたら、その場で注意し、学校関係者に連絡

⑧迷子や傷病者等の要救護者を発見した際の警察等への通報と一時的な保護

あわてず、安全な場所で保護し、警察署に通報するとともに、指示に従ってください。

- 110番、119番通報の際には慌てることなく、警察署員からの質問に順序よく答えてください。
- 自宅・携帯電話からの通報は110番、119番を直接ダイヤルしてください。
- 公衆電話からの通報については、受話器をとり、そのままダイヤルしてください。機種により、「赤いボタン」を押して、ダイヤルする電話機もあります。



実施日、時間帯、場所の選定

支部ごとに予定日が決められていますが、各地域の実情に合わせて、効果的に実施してください。

なお、実施日（時間）を変更する場合には事務局及び最寄りの交番（駐在所）に連絡をお願いします。

服装・携行品

防犯パトロールを実施する際には、防犯組合から貸与している「帽子」「ベスト」「赤色スティックライト」「笛」を必ず着用（携行）し、靴は活動しやすい運動靴等を使用しましょう。

そうすることにより、

- 犯罪を行おうとする者や不審者に警告を発することになります。
- 地域の皆さんにパトロール中であることをアピールすることができます。
- 皆さん自身を交通事故等から守ることができます。

さらに、各支部に対し、拡声器、懐中電灯等を貸与しております。これらの備品を活用し、防犯パトロールを安全に実施してください。

※ 注意！特殊警棒や木刀等の凶器となる物や、催涙スプレー等は携行しないでください。携行することが犯罪となる場合があります。



活動保険の加入

万が一、事故に遭遇し、負傷した場合、保険の給付があります。

■防犯指導員（千葉県防犯協会に加入）

・防犯パトロール時傷害保険

補償額：通院 1,000円/日・入院 3,000円/日
死亡 300万円

賠償額：対人2,000万円・対物200万円

■自主防犯グループ（茂原市に加入）

・全国市長会市民総合賠償保険

補償額：通院 なし・入院 1万円～5万円・死亡 300万円
後遺障害 9万円～300万円

自動車によるパトロール

徒歩によるパトロールは区域などが定型的になりがちで機動的かつ自在に実施することが困難であることから、これを補う意味で自動車によるパトロールを併用することにより空白地域をカバーすることができます。パトロール中は以下のことに努めてください。

- 帽子・ベストを着用。
- 運転担当者は、道路交通法を守り、交通事故や交通違反防止に努める。
- 自動車の両側ドアに「防犯パトロール中」のマグネットシートを貼り付ける。
- 低速走行（概ね20km前後）をし、必要に応じてハザードランプを点灯させて走行。
- 幹線道路や通行量の多い道路では、渋滞の原因になりますので通常走行。

※ 個人所有の自動車による交通事故に関しては、活動保険の対象とはなりませんので、個人が加入している自動車保険で対応していただくことになります。

■青色回転灯装着車としての登録について

自らが所有する自動車に青色回転灯を装着し、防犯パトロールを実施するには、警察署等に登録手続きを行う必要があります。生活課において手続きを行いますので、ご相談ください。

なお、一度登録いたしますと当該車両を廃車等する際、登録抹消の手続きが必要となります。

■防犯パトロール車（青色回転灯装着車）の貸付

生活課において、自主防犯活動に対して防犯パトロール車を貸し付けいたします。貸付条件は以下のとおりです。

- 茂原市防犯組合の防犯指導員で、パトロール実施者証の交付を受けている方。
- 使用日の一週間前までに貸付申込書を生活課まで提出してください。内容を審査し、貸付決定通知書で通知します。
- 一回につき貸付期間は2日以内です（ただし、期限が休日にあたる時は、満了日以後最初の休日でない日となります）。
- 使用した燃料は、利用者負担となります。

